

令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託
プロポーザルの実施について

令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託について、下記要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和4年6月23日

有田市長 望月良男

令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務名

令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

3 業務内容

「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

5 プロポーザルの方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 提案者が1者の場合であっても、プロポーザルを行うものとする。

6 提案上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加資格要件

提案事業者は、本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- ① 有田市物品の購入及び役務の提供に係る入札参加資格審査要綱（平成12年訓令第13号）に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 公告日において、有田市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④ 2者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。
- ⑤ 技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」）、技術士（「建設部門-都市及び地方計画」）、一級建築士のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び主務担当者に配置できること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立をしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づき

- 暴力団、または、暴力団員の統制下にある者でないこと。
- ⑧ 宗教活動は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体等における同種業務または類似業務の実績を有していること。

8 応募手続き及び実施要領等の配布

(1) 実施スケジュール

①実施要領、仕様書等の公告日	令和4年6月23日(木)
②質問受付の提出期限	令和4年7月5日(火)
③質問に対する回答日	令和4年7月8日(金)
④企画提案書等の提出期限	令和4年7月13日(水)
⑤事前書類審査結果及びプレゼンテーション審査対象事業者への通知	令和4年7月14日(木)
⑥プレゼンテーション審査	令和4年7月19日(火) 予定
⑦審査結果通知	令和4年7月21日(木) 予定
⑧契約締結	令和4年8月上旬 予定

ア ⑤及び⑦は、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

イ 参加者が5者以上となった場合は、事前書類審査を行い、4者を選定する。

また、申込者が5者に満たない場合は、参加者全てを対象にプレゼンテーション審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査開始時間等については、プレゼンテーション審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 配布場所

有田市ホームページ

(3) 配布方法

有田市ホームページからダウンロードすること。

(4) 本プロポーザルに関する質問・回答

ア 受付時間

8 (1) 実施スケジュールに記載の期日(必着)

なお、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式1号「公募に関する質問表」を用いない質問、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けられないものとする。

イ 受付方法

様式第1号「公募に関する質問書」に質問事項を記載し、事務局(後述)あてに電子メールで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトルには「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託プロポーザル質問書(事業者名)」とし、電子メールを送信した後に、事務局まで送信・受付確認の電話を午後5時15分までにすること。

なお、質問は、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

ウ 回答及び公表

すべての質問を集計のうえ一覧表を作成し、8（1）実施スケジュールに記載の期日までに、市ホームページに掲載する。

エ 事務局

有田市経営管理部経営企画課まちづくり係

TEL：0737-22-3731

FAX：0737-82-1725

E-mail：keieikikaku@city.arida.lg.jp

(5) 参加申請書等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ8（1）実施スケジュールに記載の期日まで次の書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加申請書【様式第2号】

イ 会社概要及び同種実施業務に関する実績表【自由様式】

ウ 営業報告書【自由様式】直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

エ 見積書【自由様式】業務委託の一切の経費を含む

※経費内訳表【自由様式】をあわせて提出すること

オ 企画提案書（自由様式。ただし、記載項目に一部指定あり）

(i) 企画提案書は、1者1案とする。

(ii) 企画提案書の構成

提案書は別添の「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託仕様書」中の「業務内容」に示す項目に関して、その記載順に記述すること。

なお、以下の「提案書記載事項一覧」に示す内容については、仕様書に示す項目と総合して評価の対象とするため、分かりやすく記載して提案を行うこと。

(iii) 提案書記載事項一覧

・業務実施に当たっての基本的な考え方

・業務実施方法

業務の目的を達成することができる具体的な方法について記載すること。

なお、実施方法の記載に当たっては、「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託仕様書」中の「業務内容」について、項目毎に目的、対象及び想定される効果等を記載すること。

・業務実施体制

想定する業務実施体制について記載すること。

・ロードマップ

目的達成のために想定される全体スケジュールについて記載すること。

② 参加資格確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。

なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合、その旨当該参加者に通知しその

提案の審査は行わない。また、異議申し立て及び質問等は一切認めない。

③ 提出方法

事務局まで直接持参または郵送等により提出すること。

直接持参により提出を行う場合は、事前に事務局へ電話連絡のうえ、午後5時15分までに持参すること。

郵送の場合は封筒表に「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

④ 提出期限

8(1)実施スケジュールに記載の期日までとする。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、提出がなかったものとする。

⑤ 提出先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市 経営管理部 経営企画課 まちづくり係

⑥ 提出部数

代表者印を押印した正本1部、副本を6部(複写可)提出すること。ただし、本要領に示す提出書類のうち、ウは正本のみに添付し、副本への添付は省略する。

また、添付書類はPDF形式にて、経費内訳表はエクセル形式で、CD-R等に保存したものを1部、併せて提出すること。

⑦ その他

ア 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。

イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

ウ 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

エ 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的として行うものであり、必ずしも提案どおりの業務内容を確約するものではない。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要領に違反すると認められる場合

⑥ 「6 提案上限額」を超えている場合

10 契約候補者の選定方法等

別紙「令和4年度学校跡地事業計画策定業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

11 契約の締結

(1) 選定結果に基づき、最優秀の企画提案事業者と仕様及び契約条件について交渉を行う。

(2) 仕様等の確定

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議により、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(3) 契約書

契約書は有田市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、有田市財務規則第113条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 契約の解除又は期間の変更

業務期間内において、業務実施状況により契約を継続することが適当でないと判断された場合は、契約の解除、または期間の変更を行うことがある。

12 著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物に係る著作権、所有権その他の権利は有田市に帰属する。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

13 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者の参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (2) 参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルの執行を延期、もしくは取りやめることがある。

14 問い合わせ先

有田市 経営管理部 経営企画課 まちづくり係

住 所：〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

電 話：0737-22-3731

F A X：0737-82-1725

E-mail：keieikikaku@city.arida.lg.jp